

協賛会員規約

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター(以下「d.lab」という。)はソリューションを創り出す側の視点に立って、システムのアイデアを持つ人なら誰でも専用チップを即座に手にして利活用できるように、デザインの手法とエコシステムを再構築すること、データ駆動型システムのデザインプラットフォームを構築し、データ駆動型社会で活躍する人材を育成することを目指します。

d.lab のミッションは、**専用チップの民主化**です。目標は、開発効率 10 倍かつエネルギー効率 10 倍。そして、ビジョンは、シリコンコンパイラ (design chips as writing software) です。開発効率 10 倍のために、コンピュータを駆使して設計効率を高め、オープンアーキテクチャを採用して世界中の設計資産を活用します。エネルギー効率 10 倍のために、世界の最先端工場と連携して最先端 CMOS でウェハーを製造し、日本が強い 3 次元集積技術で実装します。

RISC-V 等のオープン IP に加え設計ツールや利用ソフトウェアの開発と利活用を追究します。

本学は、昨年 d.lab を開設し TSMC との連携を発表しました。今春、本学の学生寮である目白台インターナショナルビレッジに d.lab のオフィスを開設し、システムのアイデアを持つ人が集い、そのアイデアを具現化できるプラットフォームとエコシステムの構築に着手しています。

(目的)

第2条 前条の趣旨に鑑み、システム設計の生産性向上や専用チップ及びソフトウェアの開発と利活用に挑戦しようとされる企業のニーズに応えるため、前条の趣旨に賛同し、その必要な資金を本学に提供し、以て本学の研究の発展及び賛同した会員 (以下、「協賛会員」という。) の発展、ひいては日本社会の発展に寄与することを目的とします。

(協賛事業)

第3条 協賛会員は、以下の協賛事業に参加することができます。

- 1) d.lab と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
d.lab リトリート (郊外で開く研究会) に招待、最新の研究成果を開示

- 2) トップ経営者と交流（旅費は各自負担）
TSMC、Imec、Samsung、EDA/IP ベンダーなどの幹部との交流
- 3) トップ研究者と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
スタンフォード大、カリフォルニア大学バークレー校、プリンストン大、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、清華大などの研究者と交流
- 4) 本学学生と交流会（企画と予算は協賛会員負担）
本学と事前協議の上、本学の寮（目白台インターナショナルビレッジ）にて協賛会員主催のイベントを開催
- 5) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）（会場までの旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます。）
- 6) セミナー・シンポジウム
本学教授等の講演、日経セミナーへの参加、d.lab 企画の設計、製造技術関連チュートリアルや研究会
上記イベントには、会場の他、インターネットから参加可能。
- 7) d.lab との共同研究等の実施（オプション）
- 8) 本学の協賛企業の広報活動
本学は、d.lab のホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。
- 9) 協賛会員の広報活動
協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末まで本事業に協賛していることを PR することができます。

（協賛会員の応募資格）

第4条 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの

- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

（協賛会員）

第5条 協賛会員になろうとする法人は、本学が定める申込書を提出し、本学が前条各号に該当しないことを確認したのち、本学から送付する請求書に基づき、本学が定めた期日までに協賛金を納入した時点で、協賛会員となります。

（協賛金）

第6条 協賛金は、本学が定めた金額とします。尚、年度末残高が発生した場合は、東京大学基金に組み入れ、次年度に繰り越すこととします。

（協賛事業への参加）

第7条 第3条に定める協賛事業への参加については、本学がその都度定める日程及び手続方法に従うものとします。

（協賛事業における共同研究等の実施）

第8条 第3条第7号に定める共同研究等の実施については、協賛会員が本協賛事業への参加とは別に本学と共同研究契約を締結して共同研究を行うことを指すものである。当該共同研究に係る費用は協賛会員が協賛金とは別に負担するものとします。

（協賛会員が保有する IP の利活用）

第9条 協賛会員は、自己が保有する知的財産権(IP)を利用して、本学と共同研究を行うことができます。この場合においては、当該 IP の取扱い条件を含めた共同研究の進め方について、本学と当該協賛会員と協議の上、決定するものとします。

（共同研究締結前の秘密保持）

第10条 協賛会員が本学と共同研究を行おうとして事前協議を行う場合は、当該協賛会

員の求めに応じて、本学と秘密保持契約を締結することができます。

(協賛の解除)

第11条 協賛会員が第4条に定める応募資格を欠くこととなったとき、又は信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は当該協賛会員の協賛を解除できることとします。

2 協賛会員の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出ることとします。

(協賛の解除による協賛金の返還)

第12条 前条に基づき、協賛の解除となった場合において、既に納付した協賛金は協賛会員に返還しないこととします。